

# 中世都市イメージの出現： 中部ライン流域における都市印章

古 川 誠 之

## 1. はじめに

西洋史学における中世都市研究の多層化は今日、必然的に都市概念の曖昧化という現象をもたらした。ヨーロッパにおける歴史学研究の花形のひとつであったこの研究ジャンルもまた幾度もの論争を経て、概念の曖昧化という現状に踏み込まざるを得なくなっている。結果としてかつての研究史が築き上げてきた、明確な中世都市のイメージというものは批判され、修正され、細分化されている。そしてかつてのイメージに取って代わるような、明快で総合的な新たなイメージを提示することは、非常に困難となっているように思われる。

それにもかかわらず今日でも、我々にとってヨーロッパ中世都市に対するイメージはかなり明確なものとして存在している。中世都市という言葉から、我々は断片的であっても、それがどのようなものであるかという具体的なイメージを連想することができる。それはたとえば自由であるとか、都市法であるとか、都市壁であるとか、商業地であるとかいった数々の要素である。決してすべてのヨーロッパ中世都市が備えているわけではなくても、それらは今日までの先行研究が類型化し強調してきた、説得力のある指標ではある。

この断片的なイメージ群を提供してきたのは、ドイツ中世都市に関する先行研究の功績が大であるように思われる。ドイツ史学における中世都市研究は20世紀初頭をひとつの山場として、中世都市という概念における法制度およびその機能の内在化を重要なものと見るに至った<sup>(1)</sup>。それまでの支配者に抗い自由と自治を勝ち取りみずから支配権を行使する、という理念型は明快であり魅力的なものだった。

この確固とした中世都市のイメージが、それゆえ「典型的な」中世都市と「発展の遅れた」都市との間に存在する差異を覆い隠す。その差異について言及する必要があるときには、「典型的な」都市のイメージとの断絶とでもいえる印象をさえもたらしてきた。中世都市が誇ったであろう自律・自由の側面を強調するためには、ドイツ内の多くの都市はあまりに「発展が遅れていた」と見られた<sup>(2)</sup>。また中世都市成立の後に続くとされた「領邦都市の時代」に、それら自由な中世都市がその自由を喪失し没落するという、いわば没落モデルのような方向性に結び付く要素を持っていた<sup>(3)</sup>。それは明快な歴史概念モデルの形成に伴う、排除しがたい側面である。

そこで本稿では都市印章を題材として、ドイツにおいて「典型的な」中世都市とされた諸都市と「発展の遅れた」と評価されがちであった都市とにおける、共通した都市イメージについて論じたい。先に結論を述べるならば、「典型的な」中世都市と「発展の遅れた」諸都市とにおける成立時期のずれが存在したとしても、両者はある程度共通する都市イメージを共有していた。その共通する都市イメージとは、今日我々が「客観的に」見出すような、純粋な景観・物質的なイメージというよりも、キリスト教的・普遍史的な世界観の枠内における、天上の国の写し絵としてのイメージだった。いわば中世都市は、そのような世界観において都市のイメージが常識として共有された時点で成立したという言い方も可能であろう。

本論では現在のドイツ西部、中部ライン峡谷地帯の諸都市と、それらが持った都市印章を材料にして、このイメージの共有という現象について論じることとする。先ずはじめに史料としての印章とはなにか、そして本稿で取り扱う都市印章とはなにか、についてまとめる。そののちに中部ライン峡谷都市の都市印章を例にして、そこに示された図像の意味する要素を論じ、そこにある共通性と、時代とともに移ろうその方向性についてまとめる。

## 2. 印章（印璽）と都市印章

ヨーロッパで作成された証書に付された印章は、こんにち歴史史料のひとつと見なされている<sup>(4)</sup>。中世ではおもにロウや鉛ほかの金属を素材とするもので、語源はラテン語のsigillumに由来しており、本来は封筒などに入れられた書類や手紙の類を秘匿するための工夫だった<sup>(5)</sup>。しかし中世にはこの印章の独特な使用方法が広まった<sup>(6)</sup>。すなわちある文書が真正の発行者によって発行されたものであることを証明するため、またその文書の証人を示すために用いられた（図1参

照）。印章の使用は当初、高権をもつ国王、あるいは教皇が自由にするところだったが、9世紀頃には各地の司教たちが用い始め、さらに世俗の諸侯たちがこれにならい、やがて諸都市や個々の貴族もこれを用いるようになり、最終的には13世紀末頃に、市民個人までが用いるに至った。このため従来の研究では、印章の作成者が誰かという点もとても重要視されてきた。

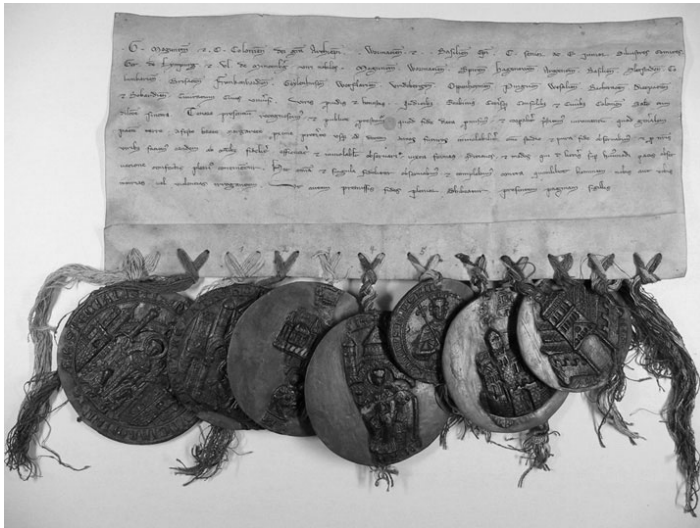


図1. 証書に吊り下げられた都市印章。Historisches Archiv Stadt Köln.  
HUA 2/196 (1254 nach Juli 13) 論者撮影

また印章は狭義の目的を超えて高権の目印となった。そのためヨーロッパ史における印章史の画期はカロリング期における教皇・皇帝の印章作成に、しばしば求められる。

すなわち印章は、証書の正当性に関する批判の重要な史料として有用である。印章がどの程度の期間用いられたか、また印章が付されたその証書が何時作成されたか、また真正な証書であるのかどうか、といった検証を行うために、印章は重要な役割を果たす<sup>(7)</sup>。そのため歴史補助学として、証書学との密接な関係を印章学は持つことになった。

さて12世紀後半以降特に13世紀に入って中世都市もまた印章を独自に使用するようになったと述べた。この時期はいわゆる中世都市の勃興期と重なる。そのためこれまで中世都市の勃興と都市印章の出現は時期的にはほぼ並行する現象と考えられてきた。今日でも都市印章の出現という現象が中世都市の政治的位置の変化の証明を見出す論者が少なからず存在している<sup>(8)</sup>。その成立時期の確定については現存する史料の制限という問題があり、明確に都市印章の存在を確認することが難しい。一般にはとくに13世紀にはいつからその量が急増していったことが確認される。これら都市印章はライン沿岸のドイツや北フランスに出現したもので、都市自身が証書作成などの法行為を自ら行ったことの証拠となっている。他方でイタリアや南フランスなどの地域では、大都市が都市印章を持つ例はあるものの、北方と比較してこの慣行が大勢を占めることはなかった<sup>(9)</sup>。

ドイツ都市、とくにライン沿岸諸都市の都市印章に関する研究は1882年にエンドゥルラートの「12～16世紀の低ライン都市印章」<sup>(10)</sup>があらわれたあと、印章学の代表的研究者とも言えるエーヴァルトの「印章学」<sup>(11)</sup>および1931年の「ライン印章第三卷」<sup>(12)</sup>がその古典となった。ここ半世紀ではライン都市印章に関する個別研究が多くあらわれている。このような流れの中、1984年にディーダリヒが「ライン都市印章」<sup>(13)</sup>をあらわし、ライン流域における基本的な文献として評価されている。

さて都市によるこの印章の使用という現象については、さまざまな評価付けがすでになされている。最も有名なのは法制史家プラーニッツによるものである。彼はいわゆる宣誓共同体の成立を、独立の法人格としての中世都市という概念にとってもっとも重要なものの一つと考えた<sup>(14)</sup>。その際彼にとって都市印章の出現とは、この独立の法人格の出現の象徴と考えられた。

都市印章の出現はたしかに都市当局あるいはそれに相当する集団の証書発行能力を確認させる。そのかぎりにおいてはプラーニッツの把握の仕方は今日もなお、ある程度の妥当性を保っている。だが法制史の観点にとどまらず、より広い範囲から眺めてみると、別の視点からの位置づけも可能であるように思われる。それは研究がより広い、さまざまな視点から中世都市を眺め、理解しようとしてきている現状とも結びつきうる。いわば「近年のヨーロッパ都市史研究の潮流は、『都市とはなにか』という定義じたいのはらむ問題を含め、中世都市のもつ多くの属性について根本的な再検討をおこなってきた。たとえば…都市の『自由』と『自治』を強調した…中世都市成立論に修正が加えられ（た）…都市のもつ多様性、多面性、重層性が明らかとなってき

た感がある」<sup>(15)</sup>ということになる。では法制史の観点での「独立の法人格の象徴」とは異なる視点から見れば、都市印章からは具体的にどのような内容を見て取ることができるだろうか。このことについて詳細に見ていきたい。

### 3. 都市印章に描かれた都市のイメージ

都市印章に描かれる図像はどのようなものだったかについて、ここではあくまでライン河流域の諸地方、とくにライン・モーゼルの峡谷地帯を中心として見ていくことにしたい。

そもそも中世の人間にとって都市とはいかなるものだったろうか。中世人にとっての都市イメージがどのように捉えられていたかについては、史料の制限のゆえに必ずしも明確に提示できるわけではない。当時のわずかな史料、特に教会関係者が残した史料からうかがいがってくるのは、都市の二面性すなわち天上の都市と地上の都市、というモデルである。この点に関してゲッツは具体的な例を示しながら説明している。「アウグスティヌスは二つの『国』つまり『神の国』と『世俗の国』というモチーフを人間に与え両者が争うとした。このイメージは繰返し取り上げられ十二世紀には何人かの作家たちがそれぞれの立場で発展させ世俗の概念を用い具体的に記述した」<sup>(16)</sup>。そして「それらの国は救済あるいは永劫の罰というそれぞれの結末をもとに考え出され、その時点に至って初めて区別がつくのであり、地上では『影』にすぎず、永遠なるものの写しと見なされるのである、と。しかし、エルサレムとバビロンの二つの都市というアウグスティヌスの比喩は中世盛期の作家に繰返しインスピレーションを与え、彼らは現世の生活とは天上の都市を（少しずつ）築くことだと具体的に想像するに至った」<sup>(17)</sup>。

たとえばそのような捉えかたをした例として挙げられるのは、修道士であるオータンのホノリウスや、神学者であるサン・ヴィクトールのフーゴーといった聖職者である。ホノリウスに言わせれば、「もっとも偉大な建築家たる全能の神は何よりも秀でた都市、つまりエルサレムを天に築いた。…永遠の皇帝たる神は好ましい場所にいわば城砦として楽園を築き、暴君を追放させるため、そこに最初の間を司令官として置いた」<sup>(18)</sup>。またフーゴーによると「このようにして二つの国あるいは都市、すなわちエルサレムとバビロンが、二つの民族、すなわちエルサレムの神を愛する民とバビロンの現世を愛する民が…生まれた」<sup>(19)</sup>。つまり地上の都市はバビロンの影、少なくとも好ましい生活の場ではないという考え方が、少なくとも当初は修道士たちによって示されてきた。ハーファカンブは修道士たちの都市に対するネガティブな意見をまず紹介して、それがやがてアリストテレスの都市に対するポジティブな評価を受容した世代とくにトマス・アクィナス以降中世の人間全体の都市に対するイメージが変わっていったのだと述べている<sup>(20)</sup>。そしてトマスの属したドミニコ会を代表とする、都市に定着した托鉢修道会をはじめとする新たな集団の存在の重要な役割という視点はこのような問題関心とも結びついてくる<sup>(21)</sup>。

さてハーファカンブがそのような基本線を示したのは、都市印章という史料から受けるイメージが、そのような修道士たちの示したものとどれだけ異なって見えるか、という疑問を解き明か

す視点へと結びつく。ハーファカンブ、グローテン、そしてヤコブスらによって、都市印章から読み取れる二つの側面、つまり都市共同体形成と、それらの教会とのつながりが焦点として明らかになってきている<sup>(22)</sup>。12世紀半ばにはじめて確認できる最古の都市印章たち、すなわちケルン・トリアー・マインツの都市印章は、悪しき地上のくにとしての都市のイメージではなく、あたかもエルサレム、あるいは第二のエルサレムたるローマの範に従うかのように、天上の国のごときイメージを私たちに伝えてくれている。そこでまずはこれらの最古の都市印章たちが何を示しているのかをまとめたい。

ドイツの古き有名な司教都市の印章は、ヨーロッパ最古の都市印章のひとつと考えられている。その成立年代を12世紀なかばより以前と見る点で、多くの研究者は一致している。たとえばケルン最古の都市印章は1149年発行の証書によって初めて確認され、このことからこれ以前の時期に出現したと考えることができる。

ケルン都市印章<sup>(23)</sup>に描かれているのは多くの塔と鋸状の胸壁をもつ壁、つまり市壁に囲まれて座している人物像である。人物像はトーガをまとい、右手には鍵を、左手には四角形のものをもっている。これは聖書と考えられてる。人物像はその頭の後ろに光の円（光背hora）を持ち、神あるいは聖人であることが示されている。この鍵の絵（アトリビュート）、そして人物像の左に刻まれた文字から、この人物が聖ペトロであることがわかる。やがて時代が下り13世紀末になると、ペトロをとりまく市壁が天高く突き出た尖塔、すなわちゴシックのデザインを示すようになる。このデザインの変化は13世紀後半以降のケルンを取り巻く政治環境の変化を反映しているとも考えられている。ここではただ一点、当時の教会建築のトレンドと同様に、印章にもゴシックスタイルの影響が見出せるという点を確認しておきたい。

トリアーの都市印章<sup>(24)</sup>は、そこに表れている人物が複数存在することを特徴としている。中央には鍵を持ち十字架形の光背を持つ人物つまりキリストが、両脇の人物にその鍵を渡している。左の人物は聖ペトロ、右の人物は聖エウカリウスで、ともに都市トリアーの起源にゆかりの深い聖人である<sup>(25)</sup>。彼らの下、市壁の中には鍵に手を伸ばす、4人の小さな人物像が伺える。彼らはトリアー市民と考えられている。トリアーのこの最古の都市印章の特徴は、なんといってもその飛びぬけた大きさである。直径は12センチ以上にも達し、都市印章として最大級である。トリアーの場合、後の時代の大印章もほとんどそのデザインは変わっていない。

マインツの都市印章（図2参照）はケルンのそれと大枠において一致するデザインを採用している。相違点は人物像にある。この人物もまたケルンのペトロと同様に光背を持っているが、トーガではなくパリュムを纏い、手には司教杖を持っている。人物像左の文字から、これが聖マルティヌスであることが判明する。かつて研究史においては、ケルンの都市印章のほうがマインツのそれに先行すると考えられていたが、このことは必ずしも明確に証明できるものではなく、ケルン・トリアー・マインツのいずれがもっとも早く都市印章を採用したのかについては、現在も討論が続いている<sup>(26)</sup>。



図2. マインツの都市印章。HUA 2/196 (図1をも参照)。論者撮影

これら最古の都市印章の成立年代に関する論争が明らかにしたのは、三都市ケルン・トリアー・マインツの都市印章が、先行して成立していた国王ないし司教印章の特徴、つまり10・11世紀のトレンドである人物像を中心におく構図に則っていること、そしてこれによって印章のトレンドに従うと同時に、自ら人物としてはあらわれぬ都市を示すために、それぞれの都市とゆ

かりの深い聖人をその記号として採用することで、自らをキリスト教の救済史の枠組みの中で表現しているという点である。このキリスト教的世界観がどのように成立したかについては、先にアウグスティヌスの例を挙げて述べた。中世都市はおそらく、叙任権闘争に関係して政治意識を活発化させた大司教との関係の中で、自身もまた政治意識を活発化させた。その自己意識を表現するために、天のエルサレムの影としての、また第二のローマ、つまりローマ教会の都市とゆかりの深い存在として、自身を印章の上に表現したのだと見る事が可能である。

続いて司教都市と同様にローマ時代の施設、特に防備施設をもつ居住地カステルに起源をもつものの、後の時代とくにカロリナー・オットーネンたちの王領地としての発展にその本質を強く規定されたライン流域の諸都市についても、あわせて見ていきたい。ここでは例としてアンデルナハ、コブレンツ、ボッパルトをとりあげる。この3都市はライン川とモーゼル川の合流点に位置するコブレンツを中心として、先に挙げたケルン・トリアー・マインツの三大司教都市の中間に位置している。

コブレンツより下流に位置するアンデルナハ<sup>(27)</sup>は12世紀後半以降、ケルン大司教の支配化に入った都市である。その都市印章はケルンなどの都市印章と同様に、国王や司教の坐像にのっとったデザインで人物像が中心に置かれている<sup>(28)</sup>。この光背をもつ女性は、印章周囲の文字から聖母マリアであることがわかる。彼女は左手に市壁（あるいは城砦）を、右手に教会を持っており、この印章でも「市壁」と「教会」が重要な自己規定の象徴となっていることがわかる。アンデルナハやゾーストなど、ケルン教会の影響下にあった諸都市の印章には、人物像をデザインの中心に置いたものが多く見受けられる。

コブレンツ最古の印章は、1198年と1214年の証書に示された。この最古の印章は残念ながら、今日では失われている<sup>(29)</sup>。この消失の原因ははっきりとわかってはいないが、都市印章はしばし

ば証書偽造を目的として、オリジナルの証書からはぎとられることがあった。13世紀の30年代以降新たにデザインされた印章（図3参照）は1237年になってはじめて確認される。特徴的なそのデザインは、鋭角に折れた鋸状の市壁であり、二つの塔を持つ教会堂である。コブレンツ市内の古い教会である聖カストール教会（図4参照）と、この都市印章の教会図とを並べてみると、当時ライン川をのぼってきた者が、どれほど強くこのライン・モーゼル合流地点の風景に強い印象を受けたかがわかるように思われる。

コブレンツより上流に位置するポッパルト<sup>(30)</sup>の都市印章は第二大印章と呼ばれる世代のもので、コブレンツの印章と同様に、1230年代に確認される。これもまた同様に、市壁にかこまれた都市内の教会堂がそのモチーフとして選ばれている<sup>(31)</sup>。

このように司教都市以外の都市、従来は中世都市としては「成立時期が遅れた」都市としばしば評されてきた都市もまた「防衛施設としての市壁」と「神聖な施設としての教会堂、あるいは教会とのつながりを示す像」をモチーフとして採用したことがわかる。つまり両者の都市印章は、12世紀後半から13世紀なかばまで、ひとつの核となるイメージの共有を意味すると考えられる。そして重要な点は、従来教皇・国王印章の強い影響を受けて人物像（聖人像）をデザインの中心に置いた都市印章の中から、都市にゆかりの深い教会堂の図像を採用した、いわゆる「景観様式」を持つ印章Porträtsiegel<sup>(32)</sup>があらわれてくるという点である。「防衛施設としての市壁」と「神聖な施設としての教会堂」は都市を表す重要な記号、いわば主要な都市イメージの代表となったと言える。むしろそれは記号化・象徴化というよりも、より単純な模倣に過ぎない側面があったことは否定できない<sup>(33)</sup>。それでもこの点において、中世における中世都市のイメージを推測することは可能であろう。



図3. コブレンツの都市印章。出典：Diederich, Städte-siegel, Abb. 58.



図4. コブレンツの聖カストール教会。論者撮影

#### 4. 中世都市と領邦都市は別概念か：都市印章という視点から

ではこれらの都市、いわゆる中世都市として把握されてきた都市と比較して、領邦都市という類型と見なされる中小都市群の都市印章は、どのような図像を示すかについて付言したい。これらの中小都市群は理論上はむしろ中世都市に含められて考えられてはいたものの、その政治的自立性の弱さからしばしば考察の視野の外に置かれがちであり、中世都市概念を考察する際に正面から取り組まれることが少なかった。逆に言うならば、中世都市概念における政治的自立という側面が強調されることで、中世都市はしばしば周囲の社会、いわゆる封建社会からは遊離した存在として把握されがちだった。

しかしそもそも国家形成史との関連で地域史を考察することは、今日でも変わらず歴史の重要な視点のひとつと言える。他の諸国と比べて特徴的な点として、ドイツにおけるこの国家形成の単位は、当時の神聖ローマ帝国という単一の枠組みだけではなく、その内部に群生した領邦によっても担われたと、一般に言われてきている。帝国史研究とともに、中世ドイツにおける領邦史研究の重要性はますます増してきているように思われる。いっぽうでは国制史、経済史、社会史など、複数の研究領域にまたがる研究対象として、「全体的な歴史」考察の手段であり、他方では中世ドイツ史研究の基礎区分としての「地域史」の重要な対象と言える<sup>(34)</sup>。

このような領邦における中小都市と都市印章との関係を、領邦トリアーをもって例示したい<sup>(35)</sup>。領邦トリアーは基本的に司教区としてのトリアーに由来している。この大司教区はトリアーおよびメッス、ツール、ヴェルダンの属司教区から成った。トリアー大司教は聖職者、つまり聖界諸侯であると同時に世俗諸侯として、このトリアー司教区に多くの土地や諸権利を持っていた。これはオットーネンの時代に特に明らかになる、国王から聖界諸侯への、王領の土地・諸権利の大幅な贈与に由来している。既に名前をあげたコブレンツ・アンデルナハ・ボッパルトもまた、この王領の集積から発展した都市である。ライン地方においてはこのような王領出自の都市は、ケルン・トリアー・マインツなどの司教都市とならんで、いわゆる中世都市の重要な類型といえる。

しかし時代が下るにしたがい、都市の新たな類型がこれに付け加えられることになる。それは先に述べたような領邦化、領邦政策の継続によって都市へと高められた都市、すなわちしばしば領邦都市と類型化される諸都市である。この後の時代の領邦都市となった中小の都市的集落がライン地方にかぎらず全ドイツにおいて都市の割合の最大部分を占め、司教都市や王領出自都市よりもむしろドイツ都市の基本要素として把握しうるということは、たとえばヨハネクなども述べている点である<sup>(36)</sup>。トリアー大司教など聖俗の諸侯、すなわちのちの領邦君主たちは、司教都市や王領出自都市とともにこの領邦都市を育て促進することを一つの手段として、己の領邦政策をおしすすめた。

トリアーの場合、このような動きは特に13世紀後半に明らかになってくる。大空位時代ののち、



大司教ポエムントは、新国王ルドルフ・フォン・ハプスブルクと良好な関係を保ち、1291年に彼から特権を得て、自らの領地の中の複数の集落に都市としての自由を与えた。このためヤンセンはこのポエムントを領邦君主のあらたな個性と評価し、またこの1291年という時期を、それまでモーゼル流域の小さな前領邦的存在であったトリアーが、ケルン大司教の強い影響下にあったライン峡谷地帯へその楔をうちこみ、中部ラインの地域区分を新たにしたひとつの画期と述べた<sup>(37)</sup>。

その後14世紀のほぼすべての期間をかけて、歴代のトリアー大司教は領邦政策としての都市政策を貫徹していった。それを証明するのが、一般に特権集成と呼ばれる、一連の都市特権付与である<sup>(38)</sup>。これは大司教バルドゥインが皇帝ルートヴィヒ4世およびカール4世から1332年と1346年に得たもので、大司教区内の56の地にフランクフルト法を与え、大司教の都市支配権が固定された。「15世紀末までにトリアーにおいて明らかなラント諸身分的制度の展開が史料から読み取れる…これに加えてさらに、帝国質地であるポツバルトとオーバーヴェーゼルが加わった。この二つは大特権集成には加えられていなかったものである。この15の都市の中には、PfalzelやMünstermaifeldのごとき、それ自体の住民数が大きな村落のそれよりも少ないものさえ含まれていた」<sup>(39)</sup>。

このような領邦都市としてモンタバウアー、ベルンカステルの2地点を例にあげる<sup>(40)</sup>。これらを含む7都市は1291年に都市としての自由を与えられた、領邦トリアーの都市政策の最初の対象と言える<sup>(41)</sup>。これらの都市印章は先にあげた、いわば典型的とされたり、「発展の遅れた」と冠されてはいたものの中世都市とされた諸都市の印章と比べどのような相違点があり類似点があるだろうか。

モンタバウアー<sup>(42)</sup>はライン右岸、トリアー大司教領の突き出た岬先の部分に位置している。その名は十字軍時代のトレンドによるもので、Mons taborつまり聖地のタボール山に由来し、大司教ディートリヒ2世により名づけられた。その都市印章は1300年ころに確認することができる。示されている図像はケルン、マインツ、アンデルナハのそれに類似しており、市門と聖人像（鍵と十字杖をもつ聖ペトロ）によってあらわされている。特徴的なのは左右に配置された白地に十字架の盾で、これはトリアー大司教との関連性を示している。

ベルンカステル<sup>(43)</sup>は神学者ニコラウス・クザーヌスの故地クースとともに、現在ではベルンカステル・クースと呼ばれるモーゼル流域の郡である。13世紀にレーエン関係にかかわる争いを通じてトリアー大司教が買い取って以来、大司教の領邦の一部を構成するようになった。その都市印章は今まで見てきたものとは一見異なる外見を持っている。教会の象徴たるペトロの鍵とトリアー教会のしるしである十字架形も見出せる。それらと並び示されている2匹の獣は熊で、ベルンカステルという地名の由来であるberaあるいはberoという個人名に結びついている。1346年に確認することのできるこの都市印章は、すでに現在の都市の紋章の祖形であるワッペンデザインにのっとったものとなっている。

以上のように、これら領邦都市の都市印章は、先行する都市印章との基本的な類似点を保って

はいる。しかし時代が下るにつれ、そのモチーフは次第に移り変わっていくことが示される。教会とのつながりを示す図像が、次第により単純な記号あるいはワッペンによって示され、やがて都市印章そのものがワッペンの図像として示されるようになっていった。中世後期の印章の発展の一つの特徴は、このような印章の「紋章化」とでもいうべき現象である<sup>(44)</sup>。それはより単純化され、記号化された象徴として利用されるようになった。従来型の都市印章を利用していた諸都市も、しばしばそれと平行してこの紋章的なデザインをもつ印章を併用するようになる。これらの新たな印章は14世紀後半以降、次第に都市印章としての役割をになってゆくことになる。

このモチーフの変遷は都市印章に限ったことではなかった。当初国王や司教は、個人としての自身を人物像をもって象徴させ、印章に表示させた。しかし俗人貴族らが印章を用いるようになり、大量に印章が作成されるようになった。彼らを含む王侯貴族は、並行して発生した、盾をモチーフとした記号である紋章のデザインを採用していった。この導入は国王や司教よりも、むしろ世俗の諸侯やミニステリアルたち下級貴族が先行して取り入れたもので、やがてすべての権利保持者たちが取り入れるに至った。それは独自のデザインを都市印章として取り入れた都市もまた例外ではなかった。本稿で取り上げたような都市景観をデザインに取り入れた都市印章は、13世紀を中心とした時代に生じた、ひとつの象徴のトレンドを示していると言える。教皇や国王は文書発行の権限を自身という個人に求め、貴族は自身の家名に求めた。そして都市はこの時点では、自ら印章を発する権限を天上の国の写し絵としての自身の姿絵にあらわしたと、読み取ることが可能である。

さて、このモチーフの変遷という事実と同時に、ある時期の都市印章に共通する要素を、本稿では確認することができた。従来より強調されてきたように、防衛施設としての市壁、市門が自己認識のイメージに強い影響を与えていた。さらに、キリスト教あるいはキリスト教会が、その自己認識の重要な要素を占めていたのだと言える。そして両者は、市門、つまりここでは地上の都市の門であり、同時に鍵の記号を通じて天国の都市の門のイメージをも与えられている。都市印章をみずから採用した都市の人々は、都市を平和の記号、キリスト教的な存在として捉えようとしていたことが、このことから理解できる。この点において中世都市と領邦都市は、まったく時期の異なる二つの概念というよりは、重なり合い、交じり合い、移り変わる一続きの中の要素であることが理解できる。中部ライン流域の諸都市はさまざまな要素において相違していたが、それがたとえ「典型的な」中世都市であれ、「発展の遅れた」都市であれ、また中世都市であれ領邦都市であれ、漠然とではあっても共通した都市イメージを共有していた。

## 5. むすび

封建的な都市君主と反封建的な傾向を持つ自由な中世都市との対立、という捉え方は、近年ではあまり強調されなくなってきた。都市君主と中世都市の関係もまた、個々の都市において多様でありえた。同様のことが「典型的な中世都市」と「発展の遅れた中世都市」との関係につ

いても妥当すると思われる。経済的観点に限定された発展の度合いではなく、別の、複数の要素の統合的な比較こそが、今日の中世都市研究において必要とされている。そしてこれらの多様な都市群はしかし、漠然とではあっても共通したイメージを持っていた。この都市のイメージの共有こそ、我々が把握しうる指標のひとつであろう。従来都市自身が発行し、都市の自律の象徴と意義付けられてきた都市印章もまた、そのような「都市のイメージ」を明らかにしてくれる。

本稿ではライン峡谷地帯の諸都市、すなわち古い司教都市、ローマ防備施設に起源を持つもののはるかに中世の諸王の政策の影響を受け司教の支配化に属した、しばしば「発展の遅れた」諸都市を例に挙げた。これらの諸都市の都市印章は、都市印章をもつこととなったそのきっかけこそさまざまに異なっており、図像として表れるモチーフにも相違点を見出すことができる。だが同時にそこには共通点をも見出すことができる。それが市壁であり、教会堂あるいは教会に関する象徴である。

そしてこのことは、都市自身が作成した都市印章のイメージと、都市君主側の文字資料にあらわれた当時の都市のイメージとが興味深い一致を示していることで確認できる。例えばふたたび都市コブレンツの例に戻るが、1267年に教皇クレメンス4世によってなされたトリアー大司教ハインリヒ・フォン・フィンステイゲンの口頭審問のすぐ後に大司教側が作成した、大司教のための擁護文書の中で、都市コブレンツは以下のごとく描写されていた。

すなわち大司教はその地の聖的なあるじであると同時に世俗のあるじでもあるが、「…その地には、三千もの甲冑を帯びた者達、他の千もの武装した者達がおり、共住聖職者達の住む二つの大なる教会、バネディクト修道会及びドミニコ修道会、（他の）修道院たち、荘厳なる病院、ドイツ騎士団の館、さらにその地に二つの城塞がある。ひとつは街の中にあって、もうひとつは街の上側にある」<sup>(45)</sup>。

ここでもまた都市の特徴として数え上げられているのは「市壁あるいは防備施設」と「教会、宗教施設」である。中世都市自身が表現したイメージと都市君主が表現した都市のイメージは、このようにして古い司教都市からその他のライン都市、さらに新たに生み出された領邦都市へと受け継がれ、都市印章の図像そして都市イメージの証言として、現代の私たちにその情報を伝えてくれている。

都市君主および中世都市の双方にとって、都市のイメージはある程度共通のものであり、中世都市的な側面より領邦都市的な側面が次第に重要性を増していったさえ、決して明白に区別することのできない、ひとつながりの歴史を示しているように思われる。

付記：本稿は2004年10月に催された早稲田大学史学会大会における論者の報告に注釈を付したものである。報告要旨については『史観』152, 2005年, 127頁以下。

## 註

- (1) 20世紀前半までのドイツ中世都市史研究の大枠を示した基本文献として、Planitz, Hans: *Die deutsche Stadt im Mittelalter*. 2. Aufl. Graz; Köln 1965. その後の中世都市に関する概説書としては、Ennen, Edith: *Die europäische Stadt des Mittelalters*. 2. Aufl. Göttingen 1975; Isenmann, Eberhard: *Die deutsche Stadt im Spätmittelalter: 1250–1500*. Stuttgart 1988; Engel, Evamaria: *Die deutsche Stadt des Mittelalters*, München 1993; Schmieder, Felicitas: *Die mittelalterliche Stadt*, Darmstadt 2005を挙げることができる。研究史の展開については千葉敏之「立ちあがる中世都市」『年報都市史研究10 伝統都市と身分的周縁』都市史研究会(編), 山川出版社, 2002年, 114–125頁を参照。
- (2) 例えば論者が調査に取り組んでいるコブレンツ市は「発展の遅れた, けれども中世都市の大枠の展開に従った」都市と評された。Conrad, Hermann: *Stadtgemeinde und Stadtfrieden in Koblenz während des 13. und 14. Jahrhunderts*, in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte* 58, Germanische Abteilung, 1938, S. 337–366. 今日における中世都市としてのコブレンツについては, *Geschichte der Stadt Koblenz*, Ingrid Batori (red.)…et al., Bd. 1, Stuttgart 1992.
- (3) この「没落モデル」に近い把握をする先行研究として, 桜井利夫「中世都市コーブレンツにおける都市ゲマインデと都市君主権 (一)(二)」『法学(東北大)』50–2, 50–3, 1986年。同「一六世紀中葉ラント都市コーブレンツにおける都市ゲマインデと都市君主権」『金沢法学』29–1・2, 1987年。
- (4) あるいは印璽。以下印章と略す。一般には日本や中国のものが《印章》と呼ばれるのに対し, ヨーロッパのそれだけは《印璽》と訳語が当てられることが多い。これは紋章学との関連で, その本来の行使者である国王の高権に由来する性質をもつものという定義に従っていると考えられる。本稿ではより一般化された概念に関し論じることとするので, 広義の意味として《印章》という訳語を用いる。森護「印璽(シール)」『歴史学事典 第3巻: かたちとしるし』黒田日出男(責任編集)弘文堂, 1995年, 59頁以下。印章および印章学一般については, Spiegel, Joachim: *Art. Siegel. (I. Allgemein. Kaiser- und Königsurkunden)* in: *Lexikon des Mittelalters* Bd. 7, Sp. 1848ff.; Goetz, Hans-Werner: *Proseminar Geschichte: Mittelalter*. 2. Auflage, Stuttgart 2000, S. 346; Breslau, Harry: *Handbuch der Urkundenlehre für Deutschland und Italien*. 3 Bde., 4. Auflage, Berlin 1960–69. Pastoureau, Michel: *Les sceaux*. (Typologie des sources du Moyen Âge occidental 36) Turnholt 1981. 個々の印章図像については, Ewald, Wilhelm: *Siegelkunde*. München; Berlin 1914; Bedos, Brigitte: *Corpus des sceaux français du Moyen Âge. T. 1: Les sceaux des villes*. Paris 1980; Dalas, Martine: *Corpus des sceaux français du Moyen Âge. T. 2: Les sceaux des Rois et de régence*. Paris 1991. 日本では現在のところ, 紋章学における紋章の成立と関わる存在として考察されてきている。森護『ヨーロッパの紋章』三省堂, 1979年。浜本隆『紋章が語るヨーロッパ史』白水社, 1998年。印章に関するその他の邦語文献として, 岡崎敦「パリ司教座教会参事会の印章(12世紀)」『西洋史学論集』39, 2001年, 1–21頁。
- (5) 森「印璽」59頁以下。
- (6) Diederich, Toni: *Rheinische Städtiesel*. Neuss 1984, S. 30ff.
- (7) Goetz, *Proseminar*, S. 241.
- (8) ライン流域の諸都市に現れた最古の都市印章がいずれの都市のそれであるかについて研究者たちの討論は続いている。この文脈で中世都市の政治的位置変化がどれほど証明できるかについては断言しえないのが現状であるように思われる。中心的な討論については, Groten, Manfred: *Studien zur Frühgeschichte deutscher Städtiesel*. Trier, Köln, Mainz, Aachen, Soest. in: *Archiv für Diplomatik* 31, 1985, S. 443–478; Jakobs, Hermann: *Nochmals Eugen III. und die Anfänge europäischer Städtiesel*. in: *Archiv für Diplomatik* 39, 1993, S. 85–148.
- (9) Diederich, *Städtiesel*, S. 40.
- (10) Endrulat, Bastian: *Niederrheinische Städtiesel des 12ten bis 16ten Jahrhunderts*. Düsseldorf 1882.
- (11) Ewald, *Siegelkunde*.
- (12) Ders.: *Die Siegel der rheinischen Städte und Gerichte*. (Rheinische Siegel 3) (Publikationen der Gesellschaft für Rheinische Geschichtskunde 27), Bonn 1931. Nachdruck Düsseldorf 1993.
- (13) Diederich, *Städtiesel*.
- (14) プラーニッツによる中世都市論中における都市印章の位置づけについては, 例えばH・プラーニッツ『[改訳版] 中世都市成立論』鯖田豊之(訳) 未来社, 1995年, 121頁, 174頁。
- (15) 河原温『中世ヨーロッパの都市世界』山川出版社, 1996年, 2頁以下。

- (16) H・W・ゲッツ『中世の聖と俗：信仰と日常の交錯する空間』津山拓也（訳）八坂書房，2004年，210頁。
- (17) 同，212頁。
- (18) ホノリウス『教会の鏡』，1093段以下。引用はゲッツ『中世の聖と俗』207頁以下。
- (19) サン・ヴィクトールのフーゴー『雑録』，496段A。引用はゲッツ『中世の聖と俗』210頁以下。
- (20) Haverkamp, Alfred: "Heilige Städte" im hohen Mittelalter. in: *Mentalitäten im Mittelalter*. Friedrich Graus (hrsg.) Sigmaringen 1987, S. 119-156.
- (21) 都市の指標としての托鉢修道会という視点に関して，ジャック・ル＝ゴフ「中世フランスにおける托鉢修道会と都市化」『都市空間の解剖』二宮宏之他（責任編集），新評論，1985年，63-110頁。
- (22) 注3および20の文献を参照。
- (23) そのデザインについてはDiederich, *Städtesiegel*, Abb. 60および61を参照。
- (24) Diederich, *Städtesiegel*, Abb. 89および90を参照。
- (25) ガリア・ゲルマニアへの布教をめざした基地としての起源の記憶がトリアーにおいては重要だった。Diederich, *Städtesiegel*, S. 336.
- (26) 注3および20の文献を参照。
- (27) アンデルナハ市史についてはAndernach: *Geschichte einer rheinischen Stadt*. Franz-Josef Heyen (hrsg.), Andernach 1988.
- (28) Diederich, *Städtesiegel*, Abb. 11および12を参照。
- (29) Diederich, *Städtesiegel*, S. 258ff.
- (30) ボッパルト市史についてはBoppard: *Geschichte einer Stadt am Mittelrhein*. 3 Bde. Heinz E. Mißling (hrsg.), Boppard 1997.
- (31) Diederich, *Städtesiegel*, Abb. 28を参照。
- (32) (Stadt-) PorträtsiegelについてはDiederich: Prolegomena zu einer neuen Siegel-Typologie. in: *Archiv für Diplomatik* 29, 1983, S. 242-282, S. 278を参照。
- (33) Bedos-Rezak, Brigitte: Towns and seals: Representation and signification in medieval france. in: *Bulletin of the John Rylands University Library of Manchester* 72-3, 1990, pp. 35-48.
- (34) ここではさしあたりGerlich, Alois: *Geschichtliche Landeskunde des Mittelalters*. Darmstadt 1986を参照。
- (35) 領邦としてのトリアーに関する通史は，現在のところ古典的な著作しか存在していない。Leonardy, Johann: *Geschichte des trierischen Landes und Volkes*. Trier 1877; Marx, Jakob: *Geschichte des Erzstifts Trier d. i. der Stadt Trier & des Trier. Landes, als Churfürstenthum und als Erzdiözese, von den ältesten Zeiten bis zum Jahre 1816*. 3 Abteilung, Trier 1858-64. ケルンおよびトリアーを含めた通史であるJanssen, Wilhelm: *Kleine rheinische Geschichte*. Düsseldorf 1997を参照。
- (36) Johanek, Peter: Landesherrliche Städte-Kleine Städte: Umriss eines europäischen Phänomens. in: *Landesherrliche Städte in Südwestdeutschland*. Jürgen Treffeisen u. Kurt Andermann (hrsg.), Sigmaringen 1994, S. 9-25.
- (37) Janssen, *Kleine rheinische Geschichte*, S. 102.
- (38) 特権集成についてはLüdicke, Reinhard: Die Sammelprivilegien Karls IV. für die Erzbischöfe von Trier. in: *Neues Archiv der Gesellschaft für ältere deutsche Geschichtskunde zur Beförderung einer Gesamtausgabe der Quellschriften deutscher Geschichten des Mittelalters* 33, 1908, S. 345-396.
- (39) Janssen, *Kleine rheinische Geschichte*, S. 131f.
- (40) 以下本文に例示する，これらの都市の都市印章については700 Jahre Stadtrecht für sechs kurtrierische Städte 1291-1991. Dietmar Flach u. Jost Hausmann (bearb.), Koblenz 1991.
- (41) トリアー大司教の領邦政策についてはBurgard, Friedhelm: Städtenetz und Amterorganisation in Kurtrier bis zur Mitte des 14. Jahrhunderts. in: *Les Petites villes en Lotharinge. Die kleinen Städte in Lotharingen. Actes des 6 es Journées Lotharingiennes 25-27 Octobre 1990*. Centre Universitaire de Luxembourggeois de Documentation et d'Etudes Médiévales, Luxembourg 1992, S. 199-224; Flach, Dietmar; Verfassungsentwicklungen kurtrierischer Städte im Lichte der Stadtrechtsprivilegien des 13. und 14. Jahrhunderts für die Trierer Kirche. in: Festschrift für Berent Schwineköper zu seinem siebzigsten Geburtstag. Helmut Maurer u. Hans Patze (hrsg.), Sigmaringen 1982, S. 356-390.
- (42) Escher-Apsner, Monika / Hirschmann, Frank G.: Die urbanen Zentren des hohen und späten Mittelalters. 3 Bde. Trier 2005, Bd. 2, S. 426ff.; 700 Jahre Stadtrecht, S. 98f.

- 
- (43) Escher-Apsner / Hirschmann, Die urbanen Zentren, Bd. 2, S. 65ff. ; *700 Jahre Stadtrecht*, S. 126f.
- (44) 中世後期ライン流域における印章史についてはDiederich, *Städtesiegel*, S. 58ff.
- (45) “loci illius ..., in quo sunt tria millia loricatorum, et multa alia millia armatorum, duae ecclesiae magnae collegiate canonicorum, conventus Praedicatorum et Minorum, abbatiae, hospitale solemne, domus The-toniae, duo castra sua, unum interius, et aliud supra oppidum.” Honthem, Joannes Nicolaus v. : *Histo-ria Trevirensis diplomatica et pragmatica, inde a translata Treveri praefectura praetorio Galliarum, ad haec usque tempora*, Bd. 1, Augsburg u. Würzburg 1750, S. 775. Vgl. Burgard, *Städtenetz*, S. 201.